

第十九回国会
衆議院
厚生委員會議録
第二一十号

昭和二十九年三月二十四日（水曜日）
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊恩君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事岡 良一君

越智 茂君 寺島隆太郎君

降旗 徳弥君 安井 大吉君

柳井 義高君 萩元たけ子君

山口 秀一君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

（厚生事務官） 高田 正巳君

（業務局長） 安田 巖君

（厚生事務官） 安田 巖君

（社会局長） 安田 巖君

委員外の出席者

厚生事務官 小山進次郎君

（大臣官房） 高田 浩運君

（厚生事務官） 川井 章知君

（業務局長） 高田 浩運君

（厚生事務官） 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月二十三日

らい予防法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一二二二号）

の審査を本委員会に付託された。

同日

クリーニング業法に規定する試験制

度存続に関する陳情書（彦根市一番

町激賀果クリーニング商工業協同組

合理理事長前田春吉外三十九名）第二

第一類第八号

厚生委員會議録第二十号

昭和二十九年三月二十四日

二二六号）

未帰還者留守家族等の援護法入院患

者に対する療養費一部徴収免除の陳

情書（国立新潟療養所患者自治体新

療養会会長田中義勝外一名）（第二二七

号）

未帰還者留守家族等援護法による療

養給付期間の延長に関する陳情書（国

立新潟療養所患者自治体新療養会会

田中義勝外一名）（第二二八号）

指定薬品以外の医薬品販売業者の免

許制度に関する陳情書（高松市栗林

町香川県医薬業会会長伊賀文次外二

名）（第二二九号）

老人の福祉法制定に関する陳情書

（福岡商工会議所内福岡県社会福祉

協議会会長山脇正次）（第二三〇号）

母子福祉法制定に関する陳情書（福

岡商工会議所内福岡県社会福祉協議

会会長山脇正次）（第二三二二二二

号）

生活保護法による医療支払促進に関

する陳情書（京都市上京区丸太町通

知恵光院東入西院町京都府医師会会

長鈴木仙次郎）（第二三二二二二二二

号）

生活保護費増額等に関する陳情書

（高知市立高知市民病院患者会委員

長徳弘修）（第二三二二二二二二二二

号）

覚醒剤追放に関する陳情書（岸和田

市議会議長杉本安太郎）（第二三二二

八号）

指定薬品以外の医薬品販売業者の免

許制度に関する陳情書（山口市山口

県農業連合会山口支部長磯部健治外

二十八名）（第二三二二二二二二二二

号）

同（下関市貴船町四千三番地戸石

武蔵外十五名）（第二三二二二二二二

同（徳山市新町有田克巳外六名）（第

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

二三二二二二二二二二二二二二二二

等に関する法律の一部を改正する法律

案の両案を一括して議題とし、質疑を

続行いたします。長谷川保君。

○長谷川（保）委員 現行消費生活協同

組合法によりまして、地域、職域とい

う種別がはつきりとつけられておりま

す。これは戦時中の配給関係等から起

つて来たものでありまして、消費生活

協同組合の今後の発展上、地域、職域

という問題はわけておく必要はないと

思うのであります。わけておかなけ

ればならぬという理由がございませう

か、伺いたいと思ひます。

○安田政府委員 お答えいたします。

地域と職域の区分をしておる理由はな

いじやないかというお話でございま

す。その点この改正案をつくるときに

も、また結論を得ないのでございま

す。しかし現実には、何でもいから

ひとつ志のある者が集まつて組合をつ

くろつと申しまして、これは妙なも

のでありまして、やはり何か地縁とか

職縁とかいうような、地域、職域とい

うものが固まりの中心になるよう

な状態ではないかと思ひます。現在で

も職域組合に非常に都合が悪い場合に

はその付近の人を入れるという規定も

ございまして、また地域の組合にも、

そこに工場なり事務所なりを持つてお

ります従業員を特定の場合には入れる

というふうなことがありますので、ま

あ今の状態ですとつかえないのではな

いかという気がいたします。もう一つ

は先般もちよつと触れたのであります

す。

○小島委員長 これより会議を開きま

す。消費生活協同組合法の一部を改

正する法律案及び母子福祉資金の貸付

けれども、火災共済等の問題を考えま

して、今急にこれをしていくことが得策

であるかどうかわからない点も実は考慮に

入れておるわけでありまして。

○長谷川（保）委員 そういふ火災共済

等の問題等で何か新しい事態が起つて

来ておるやに伺うのであります。そう

いふことがあつたのであります。そう

○安田政府委員 御承知かと思ひます

けれども、中小企業協同組合の方で火

災共済を認めるような法案をつくるう

というふうな動きが議員さんの間にあ

つたように私は聞いておるのでありま

すけれども、それに対しては、大蔵省

でも何か独自のそういう火災協同組合

を認めるというふうな案があるやには

のかに聞いておる程度でございませう。

○長谷川（保）委員 地域とすることに

よつて、職域と地域とをわけてしま

う、そうしないので職域のものも地域のもの

も一緒になつてやれば、それだけ力

が強いわけでありまして、むしろそう

いう地区というところは考えられます

けれども、地域、職域というふうな二つ

にわけなければならぬという理由が、

新しい事態が発生しておりますならば

ともかく、今までの状態だけならば、

原則的にはそうわけする必要はないと私

ども思ひます。どうも今の局長の答弁

だけでは不十分であると思ひますが、

どうでありますか。

○安田政府委員 私の申し上げますの

は、地域、職域の区別を撤廃しなけれ

ばならぬという状況には、むしろ現実

は置かれていないのじやないかとい

う。

○安田政府委員 私の申し上げますの

は、地域、職域の区別を撤廃しなけれ

ことを申し上げたのでございますが、やはり協同組合でございますから、お互いが協同するという意識が強くて、そういったような精神的なもので結ばれることが必要なのでありまして、だれでもいいから入れというようなくらいにやりまして、現状ではなか／＼うまく行かないのじやないかという点を考えますと、現在の状況ではそういうような地域なり職域なりに固まるのが自然ではないかと思うわけでございまして、それに職域組合等が一つの工場、事業場等を中心として組織されておりますと、自然そういつたような会社、工場等と特別の関係もございまして、協同組合本来の発展というところから考えますと、独自の立場をとつた方がいいのでございまして、いろいろと、その間に、つながりもございまして、今おつしやつたようなことをきめてみても、協同組合がそれでよくなるかという、目下のところでは疑問ではないかと私も思つております。

○長谷川(保)委員 改正案の中の第三条第三項に「消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会はその名称を使用することを他人に許諾してはならない」というのを新しく入れようというわけですが、これは第一項が第二項で、消費生活協同組合にあらざるものは消費生活協同組合という名前をつけてはならないということになつておるのでありまして、何も同じことを裏から言う必要はないと思うのでございまして、それについて……。

○安田政府委員 名前をつけてはいけないという名称保護の規定はございまして、しかし名義を貸したかどうかというより、事態になりますと、実際問題として

いろいろ問題がございまして、現在のそういう名称保護の取締りの規定だけでは実は取締りができないような現状になつておるわけでございまして、やはりこういうふうな特別な名義貸しをしてはいけないのだ、そして名義貸しをした場合はどうなるのだということを、つきり規定しないと、現在の事態を正しくすることができないというふうな実情でございまして、これは私もそういったものがたくさんあります府県の係官等からいろいろ意見を聞きまして、やはりそういうふうなことをみな申しておりますので、この際はやはりこういう規定を入れた方がいいのではないかと、私もはさ／＼思つております。

○長谷川(保)委員 消費生活協同組合ならざるものが消費生活協同組合という名義を使つてはならないことになつており、そして法令違反したものに対しては適当な罰則があると思うのであります、その罰則はないのであります。

○安田政府委員 千円以下の過料があります。

○長谷川(保)委員 従いましてもし過料というものをかけることができるとすれば、消費生活協同組合ならざるものがその名義を使えば、何べんでも過料をかける、悪質なものはそれでやつて行けるのでありまして、そういうことは常識といたしまして、そんなものをかけられてやつておるということには、実際にあり得ないのであることには、素直に適用すれば、消費生活協同組合ならざるものが消費生活協同組合だという看板をかけることはないと思わ

れるのであります。もしこの第三項を新たに入れることになりまして、消費生活協同組合自体が要するに罰せられるという面が強くなつて来るのでありまして、きわめて自主的な立場でもつてこの協同組合を——利益追求のための生産ではなくて、消費のための生産という原理に立ち、そういう立場からいたしまして新しい社会組織をつくつて行こうというきわめて自主的な、あるいは理想主義的なこういう運動に對しまして、こういう第三項を新たに入れることによつて、消費生活協同組合自体に對しまして相当強い制約を加えて行くというおそれなしとしないのであります。これは第一項、第二項でも十分防止できると思つております。すけれども、第三項をどうしてもつけなければならぬという事情があるというところであります、どういふ事情でそういうことになりましようか、伺いたい。

○安田政府委員 先ほどもよつと申し落したのでございますが、名称保護の規定は、消費組合にあらざるものが消費生活協同組合の名前を使つた場合に罰せられるわけでございまして、これもわずかの過料の千円というところでございまして、ところがその場合に、それでは貸した方が罰せられるかという、その規定は何もないわけでございまして、そういういたしますと、結局借りたよくなかつたことになつておる方は、名称保護の規定で規制できますけれども、貸した方は今のところは何も手が出せないというふうな状況でございまして、こういうようなことは、私も行政的に適当に措置できるならば、何も罰が必要はないと思つておりますが、

今までの各府県のその担当者がいろいろやつてみました結果、それではとてもできない、しかもそのためにいろいろ消費組合の信用の問題が出て来ますし、それによつて正しい消費生活協同組合に迷惑をかけるような事態があるというところで、やむを得ずこういうような規定を提出したわけでございますので、どうぞひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 そういふように、もしこれがどうしても必要だということになりますれば、改正案の中の第九、第十五条第三項中「又は第十条若しくは第十二条第三項の規定に違反した場合は、員外利用というふうなものに違反した場合、これに對しまして措置命令、あるいはそれを聞かない場合には解散にまで行くわけでありまして、今度はそれにさらに加えて第三項第三項というたぐいの問題を取上げまして、名義貸しをいたしましたものに對しまして、措置命令を出し、あるいはまたそれを聞かない場合には解散にまで行くというところに法律の順序はなつて行くのであります、ここで名称保護の禁止事項をつけておけばこのよくなものは必要ない。二重の規定のよくなかつたことになつて来る。そんな必要は全然ない、このように思つて、その関係者からはぜひこういうものを指定しないでおいてくれという非常に強い要求があるわけであります。だからこのような第三項第三項をここに規定しますならば、あとの方は二重の規定であつて、こんなものは必要ない、こう私は思つておりますが、いかが

ですか。

○安田政府委員 消費生活協同組合の関係者の方から、そういう点は除いた方がいいという御意見があつたというお話だつたのであります、私も、私どもは解散をすることを別に望んでおるわけではないのでありまして、前段の措置命令で、そういう事態がとまることを、実は希望いたしております。また同時に期待をいたしております。しかし今までの状況からいいますと、なか／＼その程度ではとまらぬではないか。こういう解散命令を出すことができないという規定があつて、その前提の措置命令であればこそ、実はそこでもつて事態をただすことができるのではないかと、いふふうな私どもの見解でございまして、なお名義貸しがいいか悪いかという問題で、そういうことはよくないというところでございまして、ならば、いろいろの組合で、そういうふうな措置命令が出ない前に直していただければいいのであります、もし直していただければ、措置命令を出す、そのときに直していただければいいのであります、決してそのような方が御心配になることはないではないか。しかし名義貸しはどうしても必要なんだといつてが、ならばれた場合には、これは見解の相違でございまして、これは、やはりこういうふうな規定があれば、一応結末をつけることができるということになるのではないかと、いふふうに考へております。

○長谷川(保)委員 私はこの第三項第三項の規定がどうしても必要であるといふことであつて、それが必要であればこゝへ入れてもよろしい。これは書いておいてもけつこうだと思ひます

が、これがあればあとのものを第九十五条の方に入れて、そうして前にも申し上げましたように、非常に活発な消費生活協同組合運動を参りました。めには、ともすると名義貸しと実情におきましては紙一重というところまで行きやすい。行かなければならない、行くのが実情である。そういうことで法律はともかくといたしまして、この法律を適用いたしますときに、末端におきましては、下條の諸君がそれについていろいろことを書くことによつて、実情を誤つた裁断をして行くことになりやすい。一応第三項の方でそれが規定されておれば、そういう憂いを関係者の諸君が持つておきますところへ、何もいろいろものをあらためてここに書く必要はない。これがなくて第三條第三項の方がありますれば、これで措置命令を出し、さらに法令に従わないという条項でもつて、あるいは措置命令に従わないという条項でもつて、どうしてもいけないものには現行法でも解散ができるわけでありす。そういう業者諸君が非常な危惧を持つておられますものを、何もここへわざわざ入れる必要はないと考えるのであります。その点はいさゝか意見の相違も出て来ると思ひますので、また別の機会に、後の討論のときでも私の意見は申し述べたいと思ひます。

ますが、大体今度の改正案の中には、多分にこの監督権を強化するという傾向が著しく出て来ているのであります。これは今までの現行法で「処分又は定款を守らせるために必要があると認めるとき」「この組合は、行政庁の処分やあるいは定款を守らないときにはどうこうする」というふうにもやんと規定がはつきりしているわけでありす。ところが今度の改正案ではそれに付け加へまして、「組合の著しく不当であると認めるとき」というものを加へた。このようなことを書くことによつて、結局どういふ不確定な条件をここに入れることによつて行政官の恣意行為が当然考えられる。このような改正の必要は全然ないといふことも考えられる。どうしてこれを入れるなければならないのでございましょうか。

○安田政府委員 先ほど名義貸しをしたようなとき行政庁が注意を与えた場合に、それを聞かないと従来の規定でも解散ができるのじやないかといううなお話があつたのでありますが、従来の規定ではできないのでございませう。

○長谷川(保)委員 そんなことはない。

○安田政府委員 いや、これはそういう程度で、何もやることはできないのです。そこで名義貸しをした場合に解散命令ができるような規定ができたわけでございますが、今の「組合の運営が著しく不当である」というような漠然たる規定で取締られちゃかなわぬといううな御意見でございまして、私どもその点は実は心配をいたしまして、この法案をつくるときに十分考へ

たわけでございます。従来の規定でございまして、その法律や定款に違反しなければ解散命令が出せないとか、措置命令が出せないといううな状況でございまして、実は一々法律、定款に違反するといふような事実がなくて、この組合はもう注意を与えなければいかぬといううな事態がたび／＼あるわけでございます。今度の法律でも運営が著しく不当であつた場合に実地解散まで持つて行きたいと思つたのでありますけれども、今長谷川委員のお考えのような点も私も十分に考慮いたしまして、これには措置命令だけで、解散を命ずることはできない規定になつております。運営が著しく不当である場合には報告を徴します、これは九十三條。それから検査することができ、これは九十四條の第二項。措置命令が九十五條の第一項、そういうようなことができないという規定になつております。たとえば会計が非常に乱脈になつていふといううな場合に、これは法律だと定款だとかに違反だといふことが言えない。あるいはまた幹部とか店舗の主任者等が独断的に事業をやつておる。そして個人企業化しておるといううな場合にも、なかなか注意が与えられない。あるいは欠損が非常に多くて、事業の建直しをきゝめて困難だといふうな場合にも、こちらが行つて帳簿を調べて検査するといふことが、法令違反等の事実がない場合にはできないといふことがあつて、私ども実はそういう点を考えましてこの規定を入れたわけでございます。もちろん運用につきましては十分気をつけて参ります。決してこのこと自体がすぐに解散の原因にはなつてお

りません。

○長谷川(保)委員 現行法の第九十五條によりますと、まず第一項で、行政庁は「その組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反する」と認めるときは、その組合に對し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができ「。」「措置命令がでる。第二項は、「組合が前項の命令に従わないときは、当該行政庁は、期間を定めて、その事業の停止を命ずることができ。」「措置命令から事業停止の命令になつておる。第三項は「組合が第二條第一項「組合の本質的要素」各号に掲げる要件を欠くに至つた場合、又は第十條「組合が行い得る事業の範囲」若しくは第十二條第三項「許可を受けない員外利用の禁止」の規定に違反した場合において、当該行政庁が第一項の命令をなしたにもかかわらず、これに従わないときは、当該行政庁は、その組合の解散を命ずることができ。」「といふようなことが出ておられますが、現行法でもここまでは結局行くんだと思ふのですけれども、そうじやないのでしようか。

○安田政府委員 先ほど申しましたように、今おあげになつた規定といふものは、全部法令とか法令に基いてする行政庁の処分とか、定款といふものを前提にしてありますが、これはきゝわめて限られた場合でございまして、先ほど私があげましたような場合が、すぐにこの法令違反であるとか、定款違反といふことには当たらない場合が多いのでございませう。そういう場合には、手をつかぬて何もそれを監督することができないといふうな事態が従来しば

しばあつたわけでありませう。先ほど名義貸し等の問題がございましたが、貸した方は何でもなく、借りた方は名称保護の規定がございませうけれども、どうもその点がはつきりしない。やはり法律ではつきりいたしませんと、そういう措置をとる場合に、強い態度をとれないといふうな問題がございまして、今度のうな改正になつたわけでございます。やはり経済行為を一つの目的としておりますから、その全部の場合を法令で規定するといふわけにも参りませう。解散までに至らない監督といふものは、私はあつてもいいのではないか、こういうふうに考へております。

○長谷川(保)委員 今の第十二條の第三項であります。これは員外利用の禁止である。これはもちろん例外があるわけでありまして、ことに今度その例外の規定が所得税特別措置法の方ではつきりして参りますが、この名義貸しの商店といふものは、員外販売をやるにきまつておる。だからそういう方面ではつきりして参ります。これはその方面からでも取締れるのでありまして、第三條の第三項さえあれば、それでいいと思ひますのであります。このうな不確定な条文を入れるればならぬといふ理由はない。はつきりと「処分又は定款を守らせるために必要があると認めるとき」といふのはつきりしたものにしておかなければ、下僚、諸君の考え方一つでもつて不当な圧迫をされる。すでに過去にこういう不当な圧迫を受けた実例があるのであります。この点は以前杉山委員からも御指摘があつたと思ひますのでありますけれども、こういううな不確定な

る条文を入れることは、私は非常に悪いと思う。これは不当な圧迫をする原因になると思うのであります。

なおこれらにつきましては、後に討論のときに申し上げたいと思うのであります。同様に九十四条にもそれがあつたわけでありまして、また九十五条にもそれがあつて来るとは、私はやはりよしと慎重に考えておかなければならないと思うのであります。

私の消費生活協同組合に對しまする質問は大体この程度で打ち切ります。

○小島委員長 岡良一君。

○岡委員 少し長谷川さんのお尋ねと答へる点があるかもしれませんが、この機会に承つておきたいと思つたのであります。消費生活協同組合は、戦後からたとへば昨年に至るまで全国的にその数の推移は、これは資料等にあると思ひますが、どの程度の変化がありましようか。

○安田政府委員 資料の六十ページに出しておりますから、ちよつとごらんになつていただきたいと思います。

○岡委員 この数字で拝見いたしました、いわゆる休止中の組合というものが地域、職域を含めて漸次ふえて来ておる。そうして昭和二十七年では六百六十二、二十八年度はさらにふえて来ておるのではなからうかと思ひます。また解散組合にいたしまして、もうやがたりふえて来ておる。こういうような事態は、主としてどういう理由に基くものがあるのであらうまいか。

○安田政府委員 これは前会もちよつとこの点に触れたのでありますけれども、戦後物資が統制されて配給制度を

とられた場合に、消費組合というのはたくさんできて来たわけであつて、その後物資の出まわりが自由になりまして、小売商人がどん／＼ふえて来た。そうしてこの小売商人のマージンを非常に切り詰めていこう／＼サビビスするといふような事態になりまして、協同組合といふものがうまく立ち行かぬといふような事態も確かにあつたと思つたのであります。そういうふうなことでだん／＼減つて参りましたし、それから休止組合も、お話のように六百幾つもあるわけでありまして、しかし大体現在ではおちついておるのではないか。今の休止組合の問題でございまして、これも今度法律を改正いたしましたから、いろいろ／＼と私どもの方で指導いたしまして、そういうものをはつきりと整理するよりな方向に向けて行きたいと思つております。

○岡委員 先ほど来いろいろ指摘されておる監督権の強化、時と場合によれば解散をいふという一種の用意があるいはその条件が今後改正によつてつくれる懸念もあるといふようなことになつて来るので、一体政府としては、やはり消費者の生活を守るうとして消費生活協同組合を漸次広げて行こうといふ気なのか。それともこういうふうな、休止も多し解散も相当あるが、この休止等の事態にある組合なども整理をするといふようなお考えなのか。この点いかがでしよう。

○安田政府委員 たゞ／＼お答え申し上げたのでございまして、これを整理してだん／＼少くしようなどという考えはないのであります。今後できるだけ発展をさせたいと思つてお

ります。それにはしかし現在の生活協同組合の実態をよくいたさないといふ、いろいろ消費生活協同組合に対する保護策も実はとりにくいような実情でございまして、今度こういうふうな監督を若干強化したような規定を出しました。また税の方あたりでも生活協同組合に有利にするのに非常にやりにくいといふふうな空気のあることも実は私聞いておるのであります。そういうふうにしてだん／＼ひとつよくして行きたい。しかし現状ではいろいろ／＼と非難がございまして、そういう点もはつきりいたしたい、こういう考えなのであります。

○岡委員 消費生活協同組合がかなり急激に全国的に設立をされた。それがだん／＼とまた減少し、あるいは休止の状態に立ち至つた、それは私も先般の質疑応答の中に御指摘になつたお話のように、一つには、官僚統制といふことから生活必需品物資を中心とする生活物資の出まわりが非常にきゆう／＼であつたのが、戦後統制のわ

なことで、いま一つは、やはり消費者自身の団結によつて自分たちの生活を守り、そのために、お互いの零細な出資等を中心として、自分たちが生産者と直結の形で、なるべく中間の利潤を押えながら生活を守つて行こう、物資を確保しよう、こういう協同主義的な意識が足りない、こういう三つの原因が、やはり消費生活協同組合が休止の原因ではないか。いま一つの原因はやはり協同組合としてはおそらく非常に金詰まりに襲われており、これに對する地方団体なり国なりの支持というか、めんどりの見方が足りなかつた。要するに、商業者がだん／＼とふ

て来て、従つて協同組合はそのサービスの技術において劣る、また金詰まりがはなはだしくなつて来たが、国力あるいはまた地方団体のバックアップの仕方が足りない。物そのものが出まわつて来ておる。そういう消費者自身の自覚が足りない。こういう四つの要素が、こういうふうになつて来た大きな動機ではないかと思ふのですが、その辺はいかがでしよう。

○安田政府委員 今岡委員のお述べになりましたようなことを私も考えておるのであります。そういうことを前会においても私答弁いたしましたこと

がございまして、消費生活協同組合を今後育てて行こうといふならば、特に耐乏生活といふことがいわれておりますが、耐乏生活といふことがいわれる以上は、個人々々がぜいたくをやめようといふような個人的な生活の規制で

はいけないので、やはり何としても、団結した力でもつて生活の合理化という方向に進めねばならない。そうなのは、消費生活協同組合の持つ役割は高く評価されていふと思ふ。そこで問題は、第一点として、消費生活協同組合といふものがどうして現在休止の状態に立ち至つたという原因の一つである、國民をして生活協同組合を通じて自分たちの生活を守り、耐乏生活といふ大きな国の線に一致せしめて行こうという盛り上り、そういうような啓蒙的な努力といふものは、厚生省としては具体的にどういふふうな形でこれをやるうとしておられるのか。この点いかがでしよう。

○安田政府委員 私どもいろいろ／＼考えておりますけれども、実際問題として都市における地域の消費組合を伸ばして行くといふことはなかなか／＼むずかしいことなんです。精神面ではいろいろと助長して行くといふことにつきましては、やはり各府県等で講習会を開くとか、あるいは協同組合の大会を開くとかいふことで、そういう点を一般に啓蒙するといふふうなことをやつております。ただしなかなか／＼実効が上らないといふような状況であります。しかし一面から言いますと、よい生活協同組合ができて、それが利用事業の物資の販売の面におきましても、あるいは施設の利用の面におきましても、あるいは組合員の家庭生活の合理化といふような面におきましても、りつぱな成績を上げて、それが何よりも協同組合の運動を助長することになるわけでありまして、今度のような場合には、悪い組合でそういうたいい組合に迷惑をかけているよう

なところはやはり是正をして行く、そしていい組合をどん／＼伸ばして行くということが必要段階ではないかと私も考えております。

○岡委員 そういふ点は非常にけっこうなお話だと思ひます。そうすると、たとへば奈良なら奈良、川崎なら川崎、川崎はどうか知りませんが、全国的に相当な成績をあげ、従つて相当な地盤を持つてゐる組合もあるわけですから、こういう組合の実際の事業の進展というものは、やはり成績の不振な組合に対しては、これを整理するんじやなく、やはりそういう事業のあり方、このためにこういうふうな発展してゐるといふ事実、こういうことをやはり組合の当事者、ことに休止状態にあるような組合の当事者などに十分周知せしめて、そのように持つて行くための努力というものは、これがこれまですなかつたのじやないかと私は思ふのですが、そういう点はいかがでしょう。

○安田政府委員 二十三年にこの法律ができてから五年ばかりたつたわけでありまして、その後消費生活協同組合は、先ほど岡委員のお話のように、相当数成立したわけでありまして、ところが実際の運営を見ますと、協同組合本来のやり方からよほど遠いというふうな運営をいたしてゐるものも相当あつたわけでありまして、これらはいら／＼と協同組合自体に対してひどい批判をされたわけでございまして、そういうふうなことが、実は協同組合の免税の問題にいたしましても、あるいは資金の貸付の問題にいたしましても、非常に災ひをいたし、私もが関係の官庁と連絡をいたすにいたし

まして、そういう点が非常に災ひをいたしておつたことは事実なんですから、過去五年間何をしておつたかと言われますと、はなはだおぼろしい次第でありますけれども、そういうふうなことで、ようやく最近になりまして、何とかこれを守り立てて行きたいといふことで、そこで二十八年度におきましては、実は貸付金の制度も当委員会において御審議を願ひまして、約二千五百万円ばかりの国費を出しまして協同組合に貸し付けるような制度を開いたわけですから、これは地方に参りますから、地方庁でそれを二倍に使ひまして、五千万円の金が今協同組合に貸し付けられてゐるわけでありまして、来年度は二千二百五十万でござい

ますから、約一億の金が明年度は動く、こういうふうな考へております。そのほか、現在国会で御審議になつております中小企業金融公庫法の一部改正あるいは中小信用保険法の一部改正等の中に生協が入りますと、金融面でもやはり若干の融資は受けられるのではないかと、そういうふうな気がいたします。なおまた販売物資の供給事業だけにいろいろ力を注ぎまして、今の事態でありますと、組合の運営の基礎になります組合員の団結という点が弱いのでございまして、先ほど御指摘になりましたように、やはり組合員の家庭生活の合理化でありますとか、あるいは利用事業でありますとか、そういうこともやはり伸ばして行かなければいかぬのじやないか、こういうふうな考へを持つております。私も非常に力が足りませんで御期待に沿えないことを遺憾に思ひますけれども、今後この法律が改正されました

あかつきにおきましては、そういう点につきまして全力を尽してやつて参りたいと思つております。

○岡委員 そういふわけで、実際地方の生活協同組合の理事者の意向を聞いてみると、今局長も正しく指摘され、また批判されたように、そういう成績のいい組合の事例に触れ、またそれによつて啓蒙されるような意味の啓蒙的な指導というものが組合の理事者にもなされておらないし、また組合の理事者としても、そういういい実績のある組合の事情に触れる機会がないものだから、ついでに組合の理事者が組合員の啓蒙においても欠けてゐるといふようなことから、いわば組合員として組合を自分の組合として守るといふ気が持たず、非常に少なくなつて、そのことが結局サービスとか、そういうことを通じて一般商業者に流れて行つてしまふ。そうなりますと、生活協同組合の店舗としては、実際のところはやはり多くの場合は、これは員外中心でも組合を維持しなければならぬというのが実際なんです。そういうふうなことで協同組合としては、局長の努力が不足だといふことよりも、為政者の考へ方なり、あるいはまた政府の性格にもよるものでありましようけれども、しかし日本の国のようなこういう状態においては、特に今日の時代においては、消費者が協同して、団結の力でできるだけ生活の實質を確保しながら、しかも生活の均衡をはかり、同時にまた中間マージンというものをできるだけ圧縮した形で、自分たちの生活の利益を守つて行くという行方は、耐乏生活を唱ふる以上はどうしても必要になつて来るのです。こういう点で、こ

いう組合運動が非常に進んで、それによつて国民の生活が非常に安定をし、向上をしてゐる事例は幾らでも外国にあるわけなので、そういう事例なども政府として十分に摂取されて、組合の指導を強くやつていただかないことには、ただこれまでもあまり手放かりで、十分な啓蒙指導をやつておらなかつた、その結果組合の運営上いろいろ遺憾な点が多かつた、そこでその結果監督権を強化するといふようなことになつては、公正に見て、まづこれまでもこの政府の責任を組合に転嫁するようないふことになるというふうにも見られるといふので、こういう点は今後とも十分御努力願ひなければならぬと思ひます。それからまた協同組合の法律が出たすぐ、御存じの通り、組合といふものが組合員の生活の利便に資するといふ組織であるためには、物資を流し込むといふことだけでは、同時に生活資金を供給する、いわゆる信用事業をやりたい、こういう要求を持つて、しかもこれが三年前には参議院で信用事業を営み得るような改正もできた、これは遺憾なことには衆議院において否決はされましたが、そういう形になつておるのであります。それで、このことは是非は申しませんが、やはりそういう意味から言つて、たとえば今全国的に相当の府県に労働金庫ができ、労働金庫は労働組合の出資なり、また個々の組合員の出資なりを中心として、ある程度の生活資金の供給をやつておる。そこで労働金庫等の各地の設立状況を見ると、この地域における生活協同組合が参加してゐるところもあり、参加してゐないところもあるが、問題は生活協同組合としては、今事実

非常に資金に困つておる。これは一般の商業者も同様であるが、特に組合は困つておるのであつて、今御指摘のように、来年度は一億ばかりの金融の道が開かれるのを待たないかと思ひます。そこでそういう場合は、労働金庫と消費生活協同組合というものが資金面において、ひいてまた運用面においても、これが法律的にうまく運営されて行くといふことはきわめて望ましい姿であるといふことは思ふのであるが、こういう点について局長の方で考へがあつたら承りたいと思ふ。

○安田政府委員 生活協同組合で信用事業を行つたらどうかというお話でございます。これも前会、長谷川委員から御質問がありましてお答え申し上げたのでありますが、確かに系統的金融機関といふものを持つてゐます、生活協同組合としては強みでありまして、このころがこれでは強みであることは、大蔵省の考へ方としては、労働金庫法でそういったような足りないところを補つたらどうかといふことで、労働金庫を資金源と考へるような事項を入れたつたわけなんです。それで、それでも足りないじやないかと言われると、その通りでございまして、その金融をどういふところから得てゐるのかという表は実は資料の中に入れてございまして、これはその他のところから借りてゐる金額は相当入ります。ただ今信用事業をこの中に入れるといふことになるかと申しますと、最近の例では中小企業協同組合法の中で信用事業の例がございまして、これなんかでもやはり供給事業の方とわかつてやるというこ

五

とは禁止しておるのであります。片方で信用事業をやつて、それをこちらに注ぎ込むという様なことは、現在ではやらせないという建前をとつておられますので、農業協同組合と同じように行くかどうかということも、若干心配いたしております。それと、何と申しましても現在の協同組合の現状から考えまして、それではそういうふうな法規をつくるのが非常にやさしいかと申しますと、そういう立法の点も相当問題がありはしないかと思ひますし、またそれができても、こういう金融事業というものは信用がもとでございまして、すぐうまくまゐつた効果が出るかという点につきましても、若干の不安を私は持つております。このことにつきましても、この協同組合のお互いの御議論の際にも、いろいろとまだ御議論があるように聞いておるのでありますけれども、確かに今後の課題といたしましては重要な問題でございまして、次の機会にももう少し研究させていただきたい、こういうふうに考えております。

○岡委員 私に申し上げるのは信用事業をさせたらどうかということではない。そのことは百も承知なので、問題は生活協同組合に信用事業をさせればいいではないかという意見が四年前に起つて、消費生活協同組合法というものが改正されて、参議院の委員会、本会議を通過した。ところが衆議院の委員会ではこれは否決になったというところは御存じの通り。そこでそういうことはできなかつた。それと時を同じくして岡山県では、当時の地域的信用組合法をある意味においては援用して労働金庫ができた。ところがこれが全国的に

多く勤労者の要求するところとなつて、この大きな下からの盛り上げる意欲に押されて、両派社会党が一昨年から立案をし、労働金庫法ができた。そこでこの消費協同組合は信用事業はやらなくても、一応労働金庫ができたのだから、労働金庫とこの地域的な消費生活協同組合というものが、自己の金融面において、自己の運転資金面において、十分なタイアップをするというやうな形に持つて行かなければならぬが、そういうやうな事態は、全国的にどの程度行われておるのか。またこの問題について、消費生活協同組合の指導育成の任にある厚生省としては、将来どういう構想を持つておられるか、この点をお聞きしておるのである。

○安田政府委員 私の答弁が見当違いでまことに申訳ないことをいたしましたが、労働金庫法の中には協同組合が組合員になるやうな規定がございまして、法律的には一応結びつきがあるわけでございます。この点は先ほど申し上げた通りでございます。大蔵省といたしましては、協同組合が系統的な機関を持つていないから、そういうところをひとつ道をつけてやるやうというやうな気持ちでいろいろ折衝いたしまして、そういうことになつたのでございまして、今後とも実質的に、お話のように労働金庫と結びつけるということにつきましても、もう少し研究させていただきたいと思ひます。

な将来の信用金融の問題につきまして、自分自身で持つてどうかというところは、これは御質問のほかであつたかも知れませんが、そういうことも確かに考えられるのでありますが、この点はもう少し研究させていただきたい、かように考えます。

○岡委員 生活協同組合を何とかして育てて行かなければならぬ。特に耐乏生活と言われている以上、犠牲の均衡の負担という点からも、個人生活においてせいたくは敵だなどという言い方はなく、やはり相当の地域居住者なり、あるいは職域の従業員の家族は、大きく団結して、自分たちの生活を協同の力で、消費生活の規正と合理化をはかつて行く、こういう形に当然持つて行くべきものである。そういう趣旨をやはり組合に徹底する必要がある。徹底するにはやはり組合が何に健全に運用されておるという事実が何よりの教訓になる。こういう点について、いわば政府はこれまでの努力において、非常に欠けるところがあつた点、いま一つは労働金庫法において、せつなく消費生活協同組合ないしその連合会の理事者は労働金庫の理事者になれないことにはなつておるけれども、この労働金庫と消費生活協同組合が各地域においてどういう程度にタイアップしておるか、これはやはり行政官庁は協力をして、これが緊密に結びついて行くやうなことを強く推進していただくべきで、岡山県のように非常にうまく結びついているところもあるかと思ひます。また生活協同組合が入つておらないところもある。こういうことでは生活協同組合としては非常に困る。特に今御指摘のやうに、中小企業金融公庫とか国民金融公庫とか市中銀行とかいう、一割ないしそれを上まわるやうな金利をもつては、実際問題としては消費生活協同組合はなかく動かない。だからどうしても地域の労働金庫が運転資金の金融をする。しかも労働金庫への出資者あるいは労働金庫の恩恵にあずかるところの人々は、主として消費生活協同組合の恩恵にあずかり得る人なのであつて、こういう金庫と組合との結び合ひの点は、それらの金庫その他組合に加入する個々の勤労者の生活においても、十分結びつき得る可能性にある、やはりこういうものををもつと結びつけて行く、こういうことについては一応私どもの構想として、これは全国的に、金庫ができておるところでは組合が要求しておるのですから、その実態を十分御調査の上、また関係の労働者等ともよく御研究になつてやつていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、こういうふうに監督権が強化されて、場合によればその結果行政官庁の意見に基いて解散が命ぜられ得る機会もあるいは多くなるかも知れません。ところが生活協同組合が解散を命ぜられるとか、あるいはその運営上きわめて不当なものがあるという組合は、それは一部の使い込みがあるといつたとしても、その組合としては結局資金の上で非常に大きなマイナスを背負つておるといふ実態を必ず伴つておると思ひます。そこでそういう場合に、その理事者とかある特定な人のために基いたところの赤字であれば別として、こういうやうな、いわば政府のこれまでの消費生活協同組合に対する親心が足りなかつた、あるいはまた労働金庫その他との結びつきにおいて低利な金を手に入れることもなかなか十分ではないというやうな、いわば組合としては不可抗力な事情から

をつぶしてしまおうというのではないので、現在の事情から申しますと、協同組合に対してやはりこの程度の監督権がないと実際やつていけないということをおもひは現地から聞いておるわけでございます。そういうわけでこの規定が改正されるならばもう少しつ込んだ指導協力ができるのじやないか。そういたしまして、組合というものが他の人から見直されるようになりますと、金融等につきましてもやはり今より便宜が得られるのじやないか、こういうふうな考えでございます。

なお解散後のことをどうするかとおつしやいましたけれども、その後のことは法規に従つてやるよりほかございせん。ございせんが、やたらに解散させるつもりではないのでありまして、解散権というものを規定いたしましたその前提には措置命令というものがございまして、措置命令の段階でなるべくとまるようにということを目指の目標にいたしております。それでやはりやつて行けないというものがございましてならば、これはやむを得ず解散に持つて行くというような考えでございますので、その点をどうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○小島委員長 滝井義高君。

○滝井委員 今長谷川委員からいろいろ御質問があつた中で、一点落ちておるところがありますので、御質問いたしたいと思ひます。それは五十八条に關連する問題ですが、今までは生活協同組合の設立の認可というのが比較的气やすくおけるといふ形ができておつた。すなわち事業計画の内容が法令または法令に基いて行政庁の処分違反する場合を除いては大体許可が

りる、こういう形であつたわけです。ところが今度はそういう違反する場合を除くはかに、さらに「組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合」というのですが、その「経営的基礎を欠く」という経営的基礎認定が行政官庁によつて行われて、それでその認定を通らなければ許可がおりない、こういう形が出て来るわけなんです。そうしますと、これは生活協同組合というのは、その地域あるいは職域の社会で何とか自分たちの経済的な向上をはかるためにつくろふじやありませんかというので、合意の上で気やすくできる形のものである程度つくりとする人々が、経済的な基礎を固めてその上でないでできない、こういう非常に固苦しい形になるわけでありまして。そうすると今までの組合員の実績を見てみますと、大体において給出資払込み金額が十万円以下というものが三百十八、七百七十五の中、四割以上というものはそういうものであります。そうすると今の日本の経済的な客観情勢から考えてみると、これは著しく経営的な基礎を欠いておると常識的に考えられるわけでありまして。今まで四割以上のそういう形であるものをほうつておいて、今後のものについてはそういう経営的基礎を欠くものはいかぬとするのは、この法があまり理想を追い過ぎておる形があつて、そこに現実と一つのギャップがある感じがするのですが、この間に対する局長の考え方はどうでありますか。

○安田政府委員 今の御心配の点はおつともだと思ひますけれども、出資が非常に少いという場合には、今後なるべく出資をふやすような方法をとりたいと思ふのであります。その一つの方法としては、出資に対する割合どしが現在までは五分であつたのが一割に上げた、こういうようなことも一つの方策だと思ひます。そういうことも考えております。それから「その組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合」というのも、ちゃんと事業計画がはつきりいたしておりまして、これが私どもの方から見て確かだということであれば、将来そういうところに持つて行けるということでも許可をいたしてもよいのであります。しかし現実の問題といたしましては、法令に違反しない定款があれば認可せざるを得ないような規定になつておる。しかし認可しないではおつておくと、何箇月かあとには認可されたものと認めるといふような規定もありまして、非常にルーズなのであります。そうしますと、たとえば火災共済の例なんかをとりますと、非常に地域に固まつているようなときに、一つ火災が起ればすぐだめだというのでも認可せざるを得ないし、ほつておいたつてでき上つて来るのであります。そういう問題も困りますし、あるいはもうほんとうに一万円足らずのような出資金だつて認可しなければならぬ。これなんか物品の供給事業をやりますと、必ずつまずくだろうというところはわかつておりながら、認可せざるを得ないという規則主義をとつておるわけでございます。そういうようなことをこの際やばり若干ゆるめて、将来の問題等も考慮に入れて認可した方が私どもはい

いと信じておるわけでありまして。

○滝井委員 そういふ非常に用心深い形で進んで行きますと——現在御存じのようにショッピングという制度がある。中小の商人を一括して、同時に今度は消費者であるところの、協同組合へ加入してある、たとえばわれわれの炭鉱あたりの生活協同組合に入つてい

る組合員も、やはり投資に対処をし、地域と職域とを合せた消費者を一括して、そしてこれがショッピングをつくるつて、月賦でこれを販売しておるわけなんです。現在鉱山における配給所自体でさえ、このショッピングの制度のため状態なんです。そうしますと、地域に発達しなければならぬ協同組合が、経済的な基礎を固めてやれということになれば、何も経済的基礎のいらないショッピングにばつと加入すれば、月賦で高いものが買える。こういう制度になると、今後一般中小工業にショッピング制度がどどんと発達して、そういう地域中の消費者までつかんで加えて行く。経済的、経営的基礎が固まらなければだめだということになれば、競合できないのです。こういうことで、生活協同組合というようなのは、政府は伸びなくてもいいんだということを考えられる。金融機関としても労働金庫その他があります。あるいは今度は中小企業金融公庫というのでしようか、そういうものからの金融は、十萬か、二十萬か来て、大して財産のない者にはつかないことは明らかなんです。こういうショッピングのような制度に対して、何か対抗的な国として生活協同組合の防衛策が何か考へておられるのですか。

○安田政府委員 私は実はショッピングというのはよく存じませんので、ひとつ研究いたしますけれども、ここに書いてあります経営的基礎というのはいろ／＼な問題が含まれておりますが、御心配のように、そう無理をするつもりはないのでございまして。ただしこれは明らかにだめだとわかつてい

るのがある。今私が申し上げた事例というのは明らかにそういうような場合でありましたけれども、それでも現在の法律だと、認可せざるを得ないと思ふのです。書類さえ整えば認可をする。極端なことを言えば、出資が少くても、それだけで認可せざるを得ないようになつてゐる。そういうことはやはり實際あとで困ることでございますので、よくお互い話し合つて直さるべきこととがねらいでございます。こういう条件を設けたから今後ともつくらせるのは制限したいという気持はございせん。

○小島委員長 他に同案についての御質疑はございせんか。——なければ同案の質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○小島委員長 御異議なしと認め、同案の質疑はいずれも終了したものと認めます。

なお同案についての討論採決は、次会に譲ることといたします。

○小島委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及びいり予防法の一部を改正する法律案の同案を一括して議題とし、審査に入ります。

まず厚生大臣より趣旨の説明を聴取いたします。草葉厚生大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五号第一号中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改める。

第六号中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

第七号の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項中「恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾」を「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三（第四款及び第五款を除く。以下本条において同じ。）に定める程度の不具廃疾」に改め、同項に次の但書を加え、同条第二項中「不具廃疾の程度」を「不具廃疾の程度及び状態」に、同項及び同条第三項中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

但し、その者の不具廃疾の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であつて、当該不具廃疾の状態が、厚生大臣の定める場合に該当するときは、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給する。

第八号の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条ノ表申「第六項症二四、〇〇〇円」を

第六項症	二四、〇〇〇円
第一款症	一九、〇〇〇円
第二款症	一四、〇〇〇円
第三款症	一二、〇〇〇円

に改め、同条に次の一項を加える。
2 障害一時金の額は、左の表の通りとする。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	八五、〇〇〇円
第二款症	六八、〇〇〇円
第三款症	五九、五〇〇円

第九号第二項中「第七号第一項に規定する程度であるものには」を「第七号第一項に規定する程度であり、且つ、同項但書の規定に該当しないものには」に改める。

第十一号中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第十二号中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に「旧恩給法の特例に関する件」を「この法律、旧恩給法の特例に関する件」に改める。

第十四号第一項第三号中「状態がなくなつたもの」を「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項但書の規定に該当するに至つたもの」に改める。

第十六号中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第二十三号第一項第二号中「その支給事由」を「当該障害年金又は増加恩給の支給事由」に、「第七号第一項」を「恩給法別表第一号表ノ二」

に改める。
第三十四号第一項を次のように改める。

昭和十二年七月七日以後における在職期間（軍属については、昭和十六年十二月八日以後における在職期間）内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、用慰のため、用慰金を支給する。

第三十四号第五項中「第二項及び第四項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人の昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。）に関連する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間に、同項の負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。但し、その者が、在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七條に規定するもの）の陸軍又は海軍の学生

生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。内又はその経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

第三十七号第一項中「第三十四条第二項から第四項まで」を「第三十四条第三項から第五項まで」に改める。

第三十八号第一号中「公務上」を削る。

第三十八号の二中「第三十四条第二項又は第三項」を「第三十四条第三項又は第四項」に改める。

第四十条第一項、第四十五条から第四十七条まで及び第四十八条第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

第四十九号の見出し中「年金及び国債元利金」を「年金、国債元利金等」に、同条第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 軍人であつた者のその在職期間内における負傷又は疾病に関しては、第七條の改正規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

3 恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の不具廃疾の状態にある者について、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、同法第七條中「昭和二十

十七年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」と、同法第三十一号第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、同法第十三条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十九年四月」とする。

4 昭和二十九年十二月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年一月及び同年四月の二期にそれぞれその額の三分の一及び三分の二を支給し、昭和三十年一月一日から同年三月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年四月に支給する。

5 この法律による第三十四条の規定の改正によりこの法律の施行と同時に用慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七條に規定する国債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

17 予防法の一部を改正する法律案

18 予防法の一部を改正する法律案

19 予防法（昭和二十八年法律第

八

二百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。
(親族援護)

第二十一条 都道府県知事は、入所患者をして安んじて療養に専念させるため、その親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)うち、当該患者が入所しなかつたならば、主としてその者の収入によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしてゐると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に對し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。

但し、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 援護は、金銭を給付することによつて行ふものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによつて行ふことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に

交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条に次の一号を加える。

七 第二十一条の規定による援護に要する費用

第二十三条の次に次の一条を加える。

(費用の徴収)

第二十三条の二 都道府県知事は、第二十一条の規定による援護を行つた場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者(入所患者を除く)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十四条中「都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一」を「都道府県が支弁する費用のうち、第二十三条第一号から第六号までに掲げる費用については、その二分の一、同条第七号に掲げる費用については、その全部」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(公課及び差押の禁止)

第二十五条の二 第二十一条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられること

とがない。

2 第二十一条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さへることができない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年十月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

十 国立「研究」研究所に關すること。

第十五条中「病院管理研究所」を「病院管理研究所」に改める。

国立「研究」研究所に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(国立「研究」研究所)

第二十三条の二 国立「研究」研究所は、らいの予防及び治療に關する調査研究をつかさどる機關とする。

2 国立「研究」研究所の位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

○草葉國務大臣 たいい議論となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法は、昭和二十七年四月、その成立以来各方面の御協力のもとに今日に至るまで約百九十三万三千件の裁定をいたして参つたのであります。すでに御承知のとおり、遺族援護法におきまして、援護の

対象となつております遺族は、戦没者が公務上生じた傷病によつて死亡した者に限られてゐるのであります。もつともこの死亡原因の認定につきましては、太平洋戦争の戦況等にかんがみ、極力実情に即するようにいたしてはおりますが、多数の戦没者の中にはなお、公務によるものであると認定できない者も少なくなく、すでに約一万九千件がこのゆゑをもつて却下され、また現在審査中のもの約六万五千件の中にも同様の理由で却下されるものが相当あることが想定されるのであります。しかしながら、このように却下された事案でありまして、死没した軍人は、当時兵役の義務を果したため、軍隊の勤務に服し、かつ、厳格な軍紀のもとにおいて生活行動が規制せられていた等の軍人たる勤務の特殊性を思ひますとき、その死亡の原因は、軍人の勤務と密接な関連性を有していたものというべきであります。しかるに、死亡の原因が公務に基因すると認定されたときは、遺族援護法、恩給法によつて、遺族年金、公務扶助料及び弔慰金が支給されるに反し、公務に基因しないと認定された場合は、これらの法律その他の諸立法において何らの処遇がなされないという不均衡が生じているのであります。よつて、これを是正するため、太平洋戦争に關する勤務に關連して負傷し、または疾病にかかつて死亡した場合においては、従来の弔慰金の支給対象とならない場合であつても、弔慰金を支給することにいたしました次第でありまして、これが今回の改正の第一であります。なお、軍人が支那事變に關する勤務に關連して受傷罹病し、これにより、

昭和十六年十二月八日以後において死亡し、または終戦後、すなわち、昭和二十年九月二日以後において死亡が判明した場合においても、同様、弔慰金を支給することにいたしました。この弔慰金は、死亡した者一人につき五万円を支給するものでありまして、従来の弔慰金におけると同様に國債で交付することにいたしてあります。その支給を受ける者の数は、約七万五千人と推定をいたしてあります。

次に第二に、恩給法においては、すでに旧軍人に對し、第七項の増加恩給または旧第一、第二款症から旧第四款症までの傷病年金を支給することになつてゐるのであります。が、旧傷病軍人に對するこれらの措置に應じ、本法においても、恩給法別表第一号表ノ三に定められた第一款症から第三款症までの不具屍疾の状態にある旧軍員に對しては、障害年金を支給する措置をとつたのであります。但し、これらの款症にある者に障害年金を支給するのは、結核性疾患等におけるごく重症の不安定な状態にある者に限ることとしたし、その他の者、すなわち、症状が完全に固定してゐる者に対しては、障害年金を支給しない。障害一時金を支給することにしたのであります。

以上が今次改正の主要であります。が、そのほか、これらの措置に伴ひまして所要の調整を行つてゐる次第であります。

以上提案理由について御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

次に、たいい提案されましたら、予防法の一部を改正する法律案の提案理

由について御説明申し上げます。

本改正の第一点は、国士療養所の入所患者の家族であつて生計困難の者に對し、新たに都道府県知事が、らい予防法に基き、所要の生活援護を行い得ることとしたことであります。患者家族は、生計が困難となりまして、患者に關する秘密漏洩への危惧等があつて、現行制度による生活援護措置を円滑に受け得ないうらみがありますので、これらの者をして安んじて所要の生活援護を受けしめずとも、これによつて入所患者に対しても安んじて療養に専念させるよう、本改正を行うとするものであります。

本改正の第二点は、癩の予防及び治療に關する研究をつかさどる厚生省の付屬機關として、国立らい研究所を設置することであり、將來この研究所の研究の成果により、癩予防事業が効果的に行われ、さらに患者の適切な治療の道が開けて行くことを期するものであります。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみかに可決されますようお願いいたします。

○小島委員長 提案理由の説明を終りました。阿案についての質疑は次会以後に譲ります。

○小島委員長 次に、ビキニ環礁付近にける爆発実験による日本漁船の被害事件について発言を求められておりますので、これを許します。柳田秀一君。

○柳田委員 私はビキニ環礁における第五福竜丸の被災事件について、いささか外務当局に質問したいのであります。要求いたしておりました外務大臣が、弾丸道路の視察のために十二時ま

で来られないとかいうことであります。が、外務省からはどなたが今おいでになつておられますか。

○小島委員長 フジア局第一課長が来ておられます。

○柳田委員 それじやだめです。外務大臣か、少くとも政務次官、事務次官等と呼んでいただきたい。

○小島委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めて。この際お諮りいたします。委員長が厚生委員会を代表して外務大臣に對し、第五福竜丸は絶対に日本に確保することを希望する旨の申入れをいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。それではさうに決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会